

水災害対策とまちづくりの連携のあり方（骨子）案

はじめに

- 近年、全国各地で豪雨等による水害や土砂災害が頻発している。平成30年西日本豪雨では西日本を中心に同時多発的に河川の氾濫、土砂災害等が、令和元年東日本台風では多数の堤防決壊・越水が発生し、広域的に人命や家屋、社会経済に甚大な被害が生じ、都市部においても大規模な被害となった。
- 今後、気候変動による更なる降雨量の増加や海面水位の上昇等により、水災害リスクの激甚化・頻発化が懸念されるが、これらのリスクの増大に対し、治水施設の整備等のみによって地域の安全度を向上させることは容易でない。
- 我が国の都市におけるまちづくりでは、人口減少を背景に、まちなかや拠点の価値を高め、より豊かな生活の実現を目指すため、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の理念のもと、持続可能なまちづくりが推進されている。
- 昨今の水災害の発生状況も踏まえ、水災害リスクも考慮した、安全安心でコンパクトなまちづくりについても更なる取組が求められているが、多くの都市部が水災害ハザードエリアの中にあるなか、居住や都市機能を誘導する区域から完全にハザードエリアを除外することは困難であり、水災害リスクがある地域においては、都市機能上の必要性和リスクの受容度のバランスを考慮してまちづくりを行う必要がある。
- 地域の水災害リスクを効果的に軽減するためには、各地域の状況を踏まえて、河川や砂防、下水道等の治水施設の整備と、より水災害リスクが低い地域への居住、都市機能の誘導や地域の地形・特性に応じた住まい方の工夫、避難体制の構築などの取組を連携させて一体的に推進することが必要である。
- 本提言では、水災害に関するリスク評価に基づき、効果的に水災害リスクを軽減するための水災害対策とまちづくりとの連携のあり方についてとりまとめる。

対応の方向性

1. まちづくりに活用するための水災害に関するハザード情報のあり方

水災害に関するハザードが指定されていない地域の解消とともに、想定最大規模等以外にも様々な規模の水災害が発生した場合のリスク情報を充実させ、住民の緊急時の避難以外にも、まちづくりにおいて水災害リスクを考慮する取組が効果的に進むよう、その基礎となる水災害ハザード情報を充実させていく。

この際、受け手にとってわかりやすい情報となるよう工夫する必要がある。

○複数の降雨規模や河川整備後の浸水ハザード情報の公表

- ・ 高頻度の洪水・雨水出水・高潮や施設整備後、多段階の浸水想定図等の公表

○水災害ハザードエリアとして指定されていない区域の解消

- ・ 洪水・雨水出水・高潮浸水想定区域や土砂災害警戒区域として指定対象となっている区域の水災害リスク情報の速やかな公表
- ・ 浸水想定区域の指定対象となっていない地域の浸水リスク情報の速やかな公表

○水災害リスク情報の内容の充実

- ・ 浸水時における最大浸水深に加えて、流速や洪水到達時間、浸水継続時間等に関する情報の提供
- ・ 家屋の倒壊、滑動する恐れのあるエリアの指定等の推進
- ・ 各地区（土地）の浸水しやすさの評価手法の開発

○受け手にとってわかりやすい情報提供方策

- ・ 建物単位や地域単位で、どのような水災害リスクが存在しているかを判読できるよう、情報提供方策の充実と理解促進策の推進

2. 水災害リスク評価に基づく、防災にも配慮したまちづくり

災害ハザード情報をもとに、地域のリスク評価を行って、行政・専門家と地域住民との間で、認識共有を図りながら、まちづくり・防災対策につなげていく必要がある。

具体的には、災害ハザード情報に応じた居住誘導区域の設定の考え方、水災害リスクを踏まえた効果的な防災・減災対策の考え方を整理するとともに、どのような場合に立地規制を行うことが合理的なのかの考え方を示すことが必要である。

○水災害ハザード情報を踏まえた、地域のリスクの評価手法

- ・ 地域において想定される、人的、経済的被害
- ・ 浸水区域に存在する防災拠点施設におけるリスク評価
- ・ 水災害が発生した場合の地域全体としてのリスク評価手法

○各地域における防災目標の設定

- ・ まちづくりにおいて目指す、防災・減災目標の考え方

○地域の水災害リスクを踏まえた、まちづくりの考え方

- ・ 土地利用、居住の誘導を行う区域の設定の基本的な考え方（都市機能上の必要性と水災害リスクの受容度のバランス）
- ・ 地域のリスク評価を踏まえた区域設定
- ・ 浸水リスクの高い区域の具体的な設定と規制のあり方に関する検討

3. 水災害対策とまちづくりとの連携によるリスク軽減方策

水災害リスクを有するエリアで、まちづくりを進めようとする場合、時間軸も意識し、ハード対策とソフト対策を組み合わせ、優先順位をつけて取り組む必要がある。また、水災害リスクの種別・程度に応じた対策をとるとともに、水災害リスクの軽減に資する取組を講じるインセンティブを付与する施策についても検討することが必要である。

○水災害リスクのある地域における効果的な防災・減災対策の実施

- ・ 地域の水災害リスクの評価内容に応じた防災・減災対策
- ・ 地域のまちづくり上、防災上の重要性に応じた対策
- ・ 水災害対策を評価し容積率を緩和する制度の検討
- ・ 水災害対策の時間軸を踏まえた、段階的な防災・減災対策の実施

○水災害リスクのある地域からの移転等の推進

4. 取組を進めるための連携のあり方

水災害対策には、行政関係部局が連携するとともに地域住民や民間事業者それぞれの意識の共有が必要である。

また、各市町村単独で水災害対策を検討するのではなく、市町村を超えた広域の視点から検討も必要である。

そうした関係者が連携・協力するための仕組みづくりが必要である。

○市町村の圏域を超えた広域調整（複数市町村、都道府県）

・複数市町村が共同した検討や都道府県による調整

○治水・防災・まちづくり・建築部局の連携

・各種協議会や連携するための場の活用

○地域住民や民間事業者等との意識共有

・行政・専門家と地域住民・民間事業者との議論、合意形成

○具体的な検討

・今後、モデル都市等を選定して、地域と一体となって具体的な検討を進めるとともに、ガイドラインとして取りまとめ、他の都市にも周知